

# 下都賀採択地区教科用図書採択協議会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この採択地区協議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「法」という。）第13条第4項の規定に基づき、下都賀採択地区内の町立小中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

### (名称)

第2条 採択地区協議会は、下都賀採択地区教科用図書採択協議会（以下「協議会」）という。

### (協議会を設ける町の教育委員会)

第3条 協議会は、次に掲げる町の教育委員会（以下、「関係町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 壬生町教育委員会
- (2) 野木町教育委員会

## 第2章 組織

### (組織)

第4条 協議会は、委員10人をもって組織する。

### (委員)

第5条 委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 関係町教育委員会の教育長
- (2) 関係町教育委員会がそれぞれ指名する関係町教育委員会の委員それぞれ1名
- (3) 関係町P T A連絡協議会を代表する者それぞれ1名
- (4) 関係町教育委員会の所管する小学校、中学校の校長を代表する者それぞれ1名

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (守秘義務)

第6条 委員は、協議の内容について職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (会長及び副会長)

第7条 協議会に、会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長は、関係町教育委員会が協議して定めた町の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。
- 3 会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 副会長は、会長の指名するところによる。

#### (会長の職務代理)

第8条 会長が欠けたときは、速やかに新たな会長を選任する。この場合、新たな会長が選任されるまでの会長の職務は、副会長が代理するものとする。

#### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

### 第3章 会議

#### (会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員の3名以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

#### (会議の運営)

第11条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係町教育委員会に所属する委員の1名以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他の会議の運営に必要な事項は、協議会の会議で定める。
- 4 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、教科用図書の選定については、次条に定めるところによる。
- 5 前項の規定にかかわらず、議事について可否同数のときは、会長及び副会長が協議の上、会長の決するところによる。

#### (教科用図書の選定の方法)

第12条 教科用図書の選定は、第15条第4項の報告及び栃木県教育委員会が作成した調査研究資料を参照し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によつ

て決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目について、それぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。ただし、投票の結果、最多数の投票を得た教科用図書が3種類以上のときは2種類の教科用図書を、又は、最多数の投票を得た教科用図書が1種類の場合で2番目に多い投票数を得た教科用図書が2種類以上のときは同数となった教科用図書の中から1種類の教科用図書を、会長及び副会長が協議の上、会長がこれを決する。
- 4 前項の場合において、投票の結果が同数であったときは、会長及び副会長が協議の上、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第13条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び教科用図書を選定した理由を通知するものとする。あわせて第17条で作成する議事録も送付するものとする。

(選定結果の尊重)

第14条 前条の規定により通知を受けた町教育委員会は、教科用図書の選定結果を尊重する。

## 第4章 教科用図書の調査研究

(調査員会の設置)

第15条 協議会は、専門的な調査研究を行わせるため、調査員会を設置する。

- 2 調査員会には、種目ごとに調査員を置く。
- 3 調査員の人数は、別に定める。
- 4 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。

## 第5章 協議会の公開

(協議会の傍聴)

第16条 採択協議会の会議は公開とする。但し、調査員会の報告及び選定に関する議決段階については、中立、公正・公平性を確保するため非公開とする。

- 2 会議は、別に定める傍聴要領により傍聴することができる。
- 3 選定結果は審議終了後、開示する。

## **第6章 議事録及び資料の公表**

第17条 協議会規約及び採択教科用図書一覧、採択理由について、関係町教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。ただし、次の各号について、協議会事務局のある町の情報公開条例に則り、請求に基づき公表する。

- (1) 調査委員会の調査研究資料
- (2) 採択協議会議事録
- (3) 採択協議会委員名簿

2 議事録署名は、教育長代表、委員代表、保護者代表、学校長代表のうち3名とする。

## **第7章 経費の支弁方法**

(経 費)

第18条 協議会に要する経費は、関係町の協議により決定した額について関係町が負担する。

## **第8章 雜則**

(その他)

第19条 本規約に定めるもののほか、疑義が生じた場合には、協議会で決する。

第20条 第12条における投票は、無記名投票とする。

## **附 則**

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

この会則は、平成14年7月9日から施行する。

この会則は、平成15年5月13日から施行する

この会則は、平成16年7月27日から施行する。

この会則は、平成17年5月16日から施行する。

この会則は、平成24年6月5日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年6月1日から施行する。

この規約は、平成29年6月1日から施行する。